

農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表（案）

（下線部分は改正部分）

改 正 後						現 行					
別表2（第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係）						別表2（第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係）					
区 分	経 費	補助率	補助事業者	重 要 な 変 更		区 分	経 費	補助率	補助事業者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更					経費の配分の変更	事業の内容の変更
1～3 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	1～3 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
4 〔略〕	〔略〕				〔略〕	4 〔略〕	〔略〕				〔略〕
	(1) 〔略〕 ア 〔略〕 イ 〔略〕	〔略〕 〔略〕	〔略〕	〔略〕		(1) 〔略〕 ア 〔略〕 イ 〔略〕	〔略〕 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
	(2) 〔略〕 ア 〔略〕 イ 〔略〕 ウ 〔略〕	〔略〕	〔略〕	経費の欄に掲げるアからエまでの事業の相互間における経費の増減		(2) 〔略〕 ア 〔略〕 イ 〔略〕 ウ 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	経費の欄に掲げるアからエまでの事業の相互間における経費の増減	
5 農業委員会サポートシステム改修事業	<u>補助事業者が実施要綱第3の5に規定する事業に要する経費</u>	定 額	<u>全国農業委員会ネットワーク機構</u>		<u>事業実施主体の変更、事業の新設又は廃止</u>	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕		〔新設〕

別記様式第1号（第4関係）（その6）

（別表2の区分の欄の5の経費の欄に掲げる事業を実施する場合）

令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（農業委員会サポートシステム改修事業）交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

〇 〇 〇 〇 殿

住 所
全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人全国農業会議所
会長 氏 名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。

（注）実施要綱第11の1の（1）により全国農業委員会ネットワーク機構が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第11の2により同機構が作成する事業完了報告書）を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費 （又は補助事業に要した経費） _(A+B)_	負担区分		備 考
		国庫補助金 _(A)_	その他 _(B)_	
農業委員会サポートシステム改修事業	円	円	円	
合 計				

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、実施要綱第15の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

〔新設〕

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比較増減		備 考
			増	減	
農業委員会サポート システム改修事業	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

（1）定款、収支予算（又は収支決算）等

（2）事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）

（注） 1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。

2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第1号（第4関係）（その7）・別紙様式第1号（第4関係）（その8）〔略〕

別記様式第1号（第4関係）（その6）・別紙様式第1号（第4関係）（その7）〔略〕

附 則（令和5年11月29日付け 5経営第1718号）

1 この通知は、令和5年11月29日から施行する。

2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。